

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見等について

平成29年2月24日
公正取引委員会

公正取引委員会は、毎年度、全国各地において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、教育委員会関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にいかしています。

平成28年度においては、各地区における有識者との懇談会を平成28年11月及び12月に別紙1のとおり開催しました。これらの懇談会において有識者から示された主な意見等の概要は以下のとおりです（各地区の懇談会で示された主な意見等については別紙2のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見等を踏まえて、今後とも独占禁止法等の的確な運用に努めてまいります。

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 都市ガス小売事業の全面自由化が実施されればガス料金が安くなることが期待されるが、ドイツのように自由化されたものの期待したほど料金が安くならなかったケースがある。また、競争によるメリットが都市部だけに集中してしまい地方が取り残されるのではないかとといった不安があるので、自由化された後の都市ガス市場の動向についてしっかりと注視してもらいたい。（高松市）
- ・ 公正取引委員会が、農業、教育、介護のような市場メカニズムが機能していない分野に手をつけることは、公正取引委員会の活動を世に知らしめるとともに、国民経済にとってプラスになると考える。今後も、市場メカニズムが機能していない分野に対する調査を行ってもらいたい。（佐賀市）
- ・ 農協が農家に対する営農資金の融資を行うことを否定するのではなく、信用事業の存在を前提に、農協と市中銀行が同じ土俵の上で競争できるような環境整備を行うことが大事なのではないか。また、全農改革についても、全農の活動を制限するような議論ではなく、どのように全農の競争相手を作るかということを議論すべきではないかと考える。（帯広市）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 先般、公正取引委員会から介護分野に関する調査報告書が公表されたが、介護分野については、今後、我が国で重要となってくる分野であると思われる。当該報告書では混合介護に関する問題提起がされており、この点については賛否両論の意見があったところだが、このような議論は社会的に意味があり、この点を評価したい。(岡山市)

2 下請法の運用

- ・ 下請法の運用基準の見直しに伴い下請法違反行為事例の紹介を充実させ、発注者に対する優越的地位の濫用規制や下請法の啓発を強化してもらいたい。(青森市)
- ・ 厚生労働省と連携して下請保護情報ネットワークを拡充したのは非常に良いことである。(神戸市)
- ・ 公正取引委員会は、特定の下請事業者からの申告によるものであることを親事業者に知られないように慎重に調査を行っていることを下請事業者に理解してもらうようにするなど、下請事業者の不安を取り除き、より申告しやすい環境とするべく、引き続き取り組んでもらいたい。(高松市)

3 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 小規模事業者は、いまだ消費税増税分の転嫁ができていない現状にあるが、取引停止や取引額の減額を恐れ、取引先の行為が法律に違反していることを通報できずに泣き寝入りしているのが実態であると感じている。公正取引委員会には、通報者の保護を徹底するとともに、小規模事業者が相談しやすい仕組みを充実させてもらいたい。(甲府市)
- ・ 公共機関は企業ではないので、自らは独占禁止法等とは関係ないと誤解し、取引先の企業に迷惑をかけていることがある。以前、公正取引委員会が、山形県に所在する国の医療機関が行った行為に対し、消費税転嫁対策特別措置法に違反するとして勧告を行ったことがあった。このような案件を積み重ね、公共機関の意識を変えていく必要がある。(金沢市)

4 広報・広聴

- ・ 公正取引委員会の活動は消費者を守る大事なものだと思うが、あまり世間には知られていないので、報道機関等に対して積極的に情報提供してもらいたい。(帯広市)
- ・ 公正取引委員会という名前を聞いたことがある国民は多いと思うが、実際にどのようなことを行っている組織なのかあまり理解されていないのではないかと。有識者との懇談会、消費者セミナー等の広報・広聴活動を引き続き積極的に行ってもらいたい。(青森市)
- ・ 中高生は、授業の中で独占禁止法等について学習しているが、これはあくまでも理論の学習である。独占禁止法教室で行っているシミュレーションゲ

ームのような体験型学習は非常に意義がある。(甲府市)

- ・ 消費者は、通常の生活において、独占禁止法や景品表示法について深く考えずに生活をしている。先般、消費者団体が公正取引委員会の職員を招いて開催した消費者セミナーにおいて、独占禁止法及び景品表示法の説明を受け、消費者の目線でこれらの法律の理解を深めることが重要であるということが分かった。このような消費者向けの研修等について、引き続き力を入れてもらいたい。(岡山市)

5 公正取引委員会の体制強化

- ・ 公正取引委員会の地方事務所等が設置されていない府県の事業者は、本局が置かれている東京か地方事務所等の所在地に行かなければ、申告や相談、独占禁止法や下請法等に関する情報の入手ができないので、公正取引委員会の地方機関をブロック単位から都道府県単位に拡大してほしい。(佐賀市)

有識者と公正取引委員会との懇談会 開催一覧

地域	開催日	担当委員等
帯広市	11月18日	中島 秀夫 事務総長
青森市	11月18日	幕田 英雄 委員
甲府市	12月 1日	中島 秀夫 事務総長
金沢市	11月18日	三村 晶子 委員
神戸市	11月17日	山本 和史 委員
岡山市	11月18日	山本 和史 委員
高松市	12月 2日	三村 晶子 委員
佐賀市	12月 1日	幕田 英雄 委員

第1 北海道地区（帯広市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 農協が農家に対する営農資金の融資を行うことを否定するのではなく、信用事業の存在を前提に、農協と市中銀行が同じ土俵の上で競争できるような環境整備を行うことが大事なのではないか。また、全農改革についても、全農の活動を制限するような議論ではなく、どのように全農の競争相手を作るかということ議論すべきではないかと考える。

2 広報・広聴

- ・ 消費税の転嫁に関しては、消費税を転嫁して納入する売手側と納入を受ける買手側の双方において、消費税転嫁対策特別措置法を理解し、遵守する責任がある。同法の更なる啓蒙が必要なのではないか。
- ・ 公正取引委員会の活動は消費者を守る大事なものだと思われるが、あまり世間には知られていないので、報道機関等に対して積極的に情報提供してもらいたい。
- ・ 公正取引委員会による違反事業者に対する指導内容や課徴金額といった外形的な事実の公表、あるいは企業内における研修のみによってはなかなか違反行為は無くならないと思う。社内調査で不正な取引を発見し、課徴金の減免申請を利用できたという事例や、会社の中で違反行為に関する情報を誰がどのように内部通報を行い、会社の経営陣がこれをどのように判断して、どのような対処をしたのかといった内容を公表することが重要ではないかと考える。

3 その他

- ・ 近年の少子化傾向の中で、学習塾間の生徒の取り合いがエスカレートしており、今後何らかの問題が生じる可能性が高いと考えられる。公正取引委員会はこの分野の動向を注視すべきである。
- ・ 公正な競争という概念を理解することはなかなか難しいが、学校教育の中できちんと生徒に教えていくことが大切であり、実際の社会との関わりについて説明するなど工夫を重ねていく必要がある。

第2 東北地区（青森市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 談合に対する監視及び厳正な対処を引き続きお願いしたい。

2 下請法の運用

- ・ 下請法の運用基準の見直しに伴い下請法違反行為事例の紹介を充実させ、発注者に対する優越的地位の濫用規制や下請法の啓発を強化してもらいたい。
- ・ 小規模事業者は下請法違反行為を受けているという認識が薄いので、親事業者に対しては引き続き積極的な周知活動をしてもらいたい。

3 広報・広聴

- ・ 下請法の運用基準について広報活動を通じて積極的に啓発するなどして、独占禁止法や下請法を守らなければならないという社会の雰囲気を作るよう努力してもらいたい。
- ・ 公正取引委員会が取り扱っている諸問題のうち、消費者に分かりやすい事例を集めるなどして、消費者に分かりやすい形で積極的に広報活動をしてもらいたい。
- ・ 公正取引委員会という名前を聞いたことがある国民は多いと思うが、実際にどのようなことを行っている組織なのかあまり理解されていないのではないかと。有識者との懇談会、消費者セミナー等の広報・広聴活動を引き続き積極的に行ってもらいたい。

第3 関東・甲信越地区（甲府市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 独占禁止法や下請法等の相談会が有効に機能し、また、法令等の周知・広報活動が充実してくると、事業者の違反行為も減ってくるものと思われる。これらの取組の更なる充実を図ってほしい。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 小規模事業者は、いまだ消費税増税分の転嫁ができていない現状にあるが、取引停止や取引額の減額を恐れ、取引先の行為が法律に違反していることを通報できずに泣き寝入りしているのが実態であると感じている。公正取引委員会には、通報者の保護を徹底するとともに、小規模事業者が相談しやすい仕組みを充実させてほしい。

3 広報・広聴

- ・ 違反行為を未然に防止するためには、県民、消費者一人ひとりが独占禁止法や下請法等の理解を深めることが重要である。本日のような懇談会等は非常に有意義であるため、定期的を開催してほしい。
- ・ 中高生は、授業の中で独占禁止法等について学習しているが、これはあくまでも理論の学習である。独占禁止法教室で行っているシミュレーションゲームのような体験型学習は非常に意義がある。
- ・ SNSについては、情報発信先を事業者とするのか、一般の方々とするかにより、情報の内容も発信方法も異なるであろう。発信先によって、内容や方法を検討する必要がある。

4 独占禁止法改正

- ・ 中小企業に高額な課徴金の納付が命じられると、廃業する事業者も出てくる。法律であることから難しいのかもしれないが、中小企業を救済できるよう、課徴金額の減額を可能とする制度の整備を要望する。
- ・ 地方都市の中小企業は、大企業の系列や下請が多い。大企業が公正取引委員会から措置を受けて発注者から指名停止等を受けると、大企業から地方都市の下請事業者の仕事が発注されなくなり、利益損失につながる。公正取引委員会が措置を採る際には、下請事業者への影響度合いというものも調査して、これに配慮するといった検討をする必要がある。

5 その他

- ・ ローカルな産業、例えば介護事業分野において、参入規制を緩和すると、ブラック企業ばかりが生き残るといったようなことが懸念される。規制緩和後における適正な競争の維持という観点からの考慮も必要であると思う。

第4 中部地区（金沢市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 公正取引委員会は役所名に「公正」と付いているように、公正さを求めていくことは大切だと理解しているが、一般の方が公平だと感じられるということも大切だと思う。新しい業界と古い業界が存在する中で、古い業界ばかりが叩かれるという声もたまに聞く。IT業界等の新しい業界に対処することは大変であろうが、新しい業界と古い業界で公平感のある対応をお願いしたい。
- ・ スーパーマーケットや大手量販店からのリベート等の要求について、適正なリベートの在り方やルールが確立されれば、中小事業者に対する優越的地位の濫用行為を防ぐことができるのではないかと考えており、対応をお願いしたい。

2 消費税転嫁対策特別措置法の運用

- ・ 公共機関は企業ではないので、自らは独占禁止法等とは関係ないと誤解し、取引先の企業に迷惑をかけていることがある。以前、公正取引委員会が、山形県に所在する国の医療機関が行った行為に対し、消費税転嫁対策特別措置法に違反するとして勧告を行ったことがあった。このような案件を積み重ね、公共機関の意識を変えていく必要がある。
- ・ 旧税率のままで家賃を払っているような事例も依然として存在しており、消費税の転嫁に関し理解が進んでいるとはいえない。次期の消費税率の引上げもあるので、この問題には業界としても引き続き注視していきたい。

3 広報・広聴

- ・ 事業者には優越的地位の濫用規制や下請法が浸透していないという問題がある。公正取引委員会や中小企業庁において、広報活動を行っているとは思いますが、事業者からは優越的地位の濫用規制や下請法は分かりづらいという話を聞く。事業者にとって更に分かりやすいアピール方法を検討すべきではないか。

第5 近畿地区（神戸市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ ビジネスの中で誰かが泣かされているというのは健全な経済とはいえないと思うので、公正取引委員会には、本来、競争社会とはこうあるべきなのだと事業者が考えられるような情報提供を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 厚生労働省と連携して下請保護情報ネットワークを拡充したのは非常に良いことである。
- ・ 下請法違反行為に対して勧告を受けた企業から「下請法の認識が不足していた」というようなコメントがあったが、いまだに法律に関する知識が企業に不足しているのではないか。

3 広報・広聴

- ・ 消費者にとって、公正取引委員会を身近に感じることは少ない。消費者セミナーのように、公正取引委員会を知る機会があると非常にありがたいので、そのような広報活動を拡大してほしい。
- ・ 親事業者のどの部門が下請事業者とやり取りしているのかというところを把握した上で、当該部門に対して下請法の周知徹底を行うことが重要である。

4 その他

- ・ インターネット販売において、実際の販売価格が非常に分かりにくいことに加え、過剰な安さの演出が行われているので、このような表示をしっかりと取り締まってほしい。
- ・ 海外の競争法の罰則が非常に重いことを踏まえると、海外に進出する日本企業に対して、海外の競争法についての情報提供を行うなどのサポートをしてほしい。

第6 中国地区（岡山市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 先般、公正取引委員会から介護分野に関する調査報告書が公表されたが、介護分野については、今後、我が国で重要となってくる分野であると思われる。当該報告書では混合介護に関する問題提起がされており、この点については賛否両論の意見があったところだが、このような議論は社会的に意味があり、この点を評価したい。
- ・ 地方金融機関が、地方経済の活性化の一環として、農業法人の設立に協力しようとした際、独占禁止法第11条のいわゆる「5%ルール」により当該法人に十分な出資ができず、設立に苦勞したという話を聞いている。同条の立法趣旨については十分理解しているが、法律が制定された当時と時代背景が変わってきていることから何らかの対応が必要なのではないか。

2 下請法の運用

- ・ 岡山県においては、自動車メーカーの工場が操業停止となり、影響を受けた県内の製造業が大変厳しい状況となっている。このような状況下で、下請法違反や優越的地位の濫用事案が発生するおそれがあると考えられることから、公正取引委員会において、これらの業界に対する法運用を強化することを期待する。

3 広報・広聴

- ・ 消費者は、通常の生活において、独占禁止法や景品表示法について深く考えずに生活をしている。先般、消費者団体が公正取引委員会の職員を招いて開催した消費者セミナーにおいて、独占禁止法及び景品表示法の説明を受け、消費者の目線でこれらの法律の理解を深めることが重要であるということが分かった。このような消費者向けの研修等について、引き続き力を入れてもらいたい。
- ・ 公正取引委員会の活動については、周知が十分にされていないように感じる。本懇談会や講演会も5年に1回ではなく恒常的に開催するなど、インターネットを利用した情報発信等を含め、広報・広聴活動に更に力を入れてほしい。

4 その他

- ・ 景品表示法違反に関しては、例えば、食品について、表示よりも品質の悪い物を提供することにより、消費者の健康被害にまで発展するおそれがあるのではないかと危惧している。食品表示については、消費者保護の観点から、今後も注視してもらいたい。

第7 四国地区（高松市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 中小・零細企業が、提供する商品・サービスの内容に見合った適正な価格での取引ができるよう、優越的地位の濫用行為の取締りを強化するなど、公正な競争環境を確保するための独占禁止法の執行強化をお願いしたい。
- ・ 携帯電話市場は、大手3社の寡占状態となっており、競争が活発に行われていないため、料金が横並びで高止まりし、サービス内容も似たようなものとなっている。消費者が競争によるメリットを享受できるように携帯電話のキャリア間の競争状況について引き続き注視してもらいたい。
- ・ 都市ガス小売事業の全面自由化が実施されればガス料金が安くなることが期待されるが、ドイツのように自由化されたものの期待したほど料金が安くならなかったケースがある。また、競争によるメリットが都市部だけに集中してしまい地方が取り残されるのではないかとといった不安があるので、自由化された後の都市ガス市場の動向についてしっかりと注視してもらいたい。

2 下請法の運用

- ・ 公正取引委員会は、特定の下請事業者からの申告によるものであることを親事業者には知られないように慎重に調査を行っていることを下請事業者に理解してもらおうようにするなど、下請事業者の不安を取り除き、より申告しやすい環境とするべく、引き続き取り組んでももらいたい。

3 広報・広聴

- ・ 公正取引委員会は、インターネットやSNSを通じ、分かりやすい広報活動を積極的に行っているように思う。特に、YouTubeの公正取引委員会チャンネルにアップロードされているドラマ仕立ての各種法令に関する動画は非常に分かりやすく秀逸である。アクセス数が更に増えるようにこのチャンネルの存在についてもっと広報すべきと思う。
- ・ 独占禁止法や公正取引委員会の役割についてきちんと理解している消費者は非常に少ないように感じる。企業同士で競争することによって消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて更に広報すべきである。

第8 九州地区（佐賀市）

1 独占禁止法の運用・競争政策の唱導

- ・ 公正取引委員会が、農業、教育、介護のような市場メカニズムが機能していない分野に手をつけることは、公正取引委員会の活動を世に知らしめるとともに、国民経済にとってプラスになると考える。今後も、市場メカニズムが機能していない分野に対する調査を行ってほしい。

2 下請法の運用

- ・ 地方の中小企業は、寡占化した小売業者や卸売業者に依存せざるを得ない状況にある中で、力の強い小売業者や卸売業者は優越的地位の濫用行為や下請法で禁止されている行為を行い、地方の中小企業に不利益を与えることがある。優越的地位の濫用行為や下請法違反行為について厳正な対応をお願いしたい。

3 広報・広聴

- ・ 独占禁止法や下請法の違反事件が報道されると、商談の際、独占禁止法や下請法の話が話題になり、結果、違反行為の未然防止を図ることができると考えている。独占禁止法、下請法等については、措置の公表を積極的に行うなど、違反事例の周知に力を入れてほしい。
- ・ 独占禁止法教室は、社会に出る前の子供に競争政策を教育する非常によい取組だと思う。開催数を増やす取組を行ってほしい。

4 公正取引委員会の体制強化

- ・ 公正取引委員会の地方事務所等が設置されていない府県の事業者は、本局が置かれている東京か地方事務所等の所在地に行かなければ、申告や相談、独占禁止法や下請法等に関する情報の入手ができないので、公正取引委員会の地方機関をブロック単位から都道府県単位に拡大してほしい。